

Memo

Attorney Team for Illegal Investigation Against Muslims
The United Nations Human Rights Committee 111th Session
July 17 2014

Attorney Team for Illegal Investigation Against Muslims would like to provide additional information in response to explanations provided by the delegations of the Japanese government regarding systematic blanket surveillance against Muslims in Japan.

1. Whether massive and systematic surveillance against Muslims continues after the leakage

Response of the Delegations of the Japanese Government on July 16:

In order to protect the safety and order of the public, the Japanese police have conducted necessary and proper information data collection activities. The Japanese government cannot disclose the details of the information collection activities, because that may create obstacle to future information collection activities.

Criticism from the Attorney Team:

Since the documents describing massive and systematic surveillance against all Muslims in Japan are already disclosed to the public, there is no obstacle in disclosing the information about the surveillance. The leaked documents explicitly state that the police have conducted systematic surveillance against all Muslims in Japan solely based on their religion. Attorney Team provides additional leaked documents as **Attachments** of this memo to describe the systematic surveillance. Please also refer to the attachments of our alternative report submitted to the Committee in June titled “Extensive and Systematic Surveillance and Profiling of Muslims: Japan’s Violation of the International Covenant on Civil and Political Rights”. This surveillance practice falls far behind the international human rights standard, and the Japanese government should terminate or modify the surveillance against Muslims in Japan.

Also, given that the Attorney Team have frequently received reports from Muslims to the effect that mosques are surveyed, and they are followed by detectives even after the leak, it is highly likely that the surveillance against Muslims continues until now.

2. Whether the Japanese government provided any compensation for Muslims victims of surveillance and information leak.

Response of the Delegations of the Japanese Government on July 16:

Lawsuit against the government is pending at this moment over the leakage of personal information of Muslim victims, and the government will address the issue according to the result of the law suit. The government has contacted Muslims whose personal information is leaked, if it is possible to contact them. The government will try to provide support for the Muslims whose personal information was leaked.

Criticism from the Attorney Team:

During the lawsuit the government did not even admit that the leaked documents originated from the police, even though the leaked documents explicitly state that the documents are created by the police for internal use. In January 2014, Tokyo District Court found that the documents were created by the police. The court also ruled that the police was negligent in properly supervising the sensitive personal data (but not negligent in the blanket surveillance itself), and the government had to pay compensation for the Muslims. **But the government appealed against the ruling, and has not provided any compensation for Muslims whose sensitive personal information is leaked.**

It is true that the police contacted some Muslims whose personal information is leaked. **However, the police have not apologized to any of the Muslims, nor did they provide any compensation for them. Further, the Japanese government has not provided any procedures for correcting or deleting personal information of Muslims even after the leakage.**

List of Attachments:

1. English translation of a document titled “19.12.18 Public Security · Foreign Affairs Chief etc Meeting Instructions (Draft)”
2. English translation of a document titled “Summery of the Meeting with Kanto Region International Terrorism Assistant Section Chief (January 9: National Police Agency)”
3. English translation of a document titled “Current Conditions of Islam Communities”
4. English translation of a document titled “Mosque Monitoring System after June 23rd”
5. English translation of a document titled “Status of Identification Operation”
6. Leaked document titled “19.12.18 Public Security · Foreign Affairs Chief etc Meeting Instructions (Draft)” (in Japanese)
7. Leaked document titled “Summery of the Meeting with Kanto Region International Terrorism Assistant Section Chief (January 9: National Police Agency)” (in Japanese)
8. Leaked document titled “Current Conditions of Islam Communities” (in Japanese)
9. Leaked document titled “Mosque Monitoring System after June 23rd” (in Japanese)
10. Leaked document titled “Status of Identification Operation” (in Japanese)

19.12.18 Public Security • Foreign Affairs Chief etc Meeting Instructions (Draft)

1. Introduction

[Translation Omitted]

2. Counter Measure

Next, explain about the counter measures against terrorism concisely in line with important operations.

(1) Reality Assessment of Islamic Community

A. Assessment of residence of those coming from target countries etc in alliance with other sections

If terrorists enter our country from abroad and attempt to commit terrorisms, there can be little doubt that such terrorists will need the support of Islam communities in Japan. Also, given that in recent terrorist incidents, those settled in a country such as first or second immigration committed terrorism, it is important to assess the Islam Community in jurisdiction of each police station as a normal operation.

[Translation Omitted]

In addition, the assessment of the residence should prioritize those coming from target countries. However, given that not only Muslims from target countries but also Muslims from other countries committed terrorisms in recent home-grown terrorist cases in foreign countries, please make sure that [the police] conduct reality assessments activities of those coming from non-target countries and determine if they are Muslims.

[Translation Omitted]

Summary of the Meeting with Kanto Region International Terrorism Assistant Section Chief (January 9: National Police Agency)

1. Instructions from the Chief of International Terrorism

We issued a new guideline last year. Based on personal reshuffle in this spring, please make sure that the guideline will be communicated to your successors. As an organization becomes larger, the accurate communication of information will be difficult. Thus, Please be careful.

I want to briefly talk about the guideline.

First point is ...[Translation Omitted]

Second point is ...[Translation Omitted]

Third point is reality assessment. We have continuously emphasized the reality assessments of 56 members countries and 1 member territory of OIC [Organization of the Islamic Conference]. But please continue reality assessment focusing on Muslim irrespective of nationality, and include the non-OIC countries such as Philippines, India and Thailand as targets of Reality Assessment.

[Translation Omitted]

2. Summary of the New Guideline (Assistant Section Chief Ohshima)

[Translation Omitted]

3. Reality Assessments and Collection of Suspicious Information, Community Policing (Motegi Assistant Section Chief, Awaya Assistant Section Chief)

• Reality Assessment (Motegi)

First, I would like to explain about the reality assessment described in the guideline issued in 2008 (hereinafter “New Guideline”).

As you may know, “reality assessments means the assessments of Muslim communities in your jurisdiction by collecting information which forms the basis for counter-international terrorism measures”. The purpose of reality assessments is to collect suspicious information and use the information in investigations afterwards.

More than 90,000 people from OIC countries are estimated to live in our country. We have assessed more than 72,000 people from OIC countries (Assessment Rate 98%).

By comparison, the number of assessed individuals from non-OIC countries such as India and Philippines is small (2549 individuals, as of June 2007), even though tens of thousands of Muslims from non-OIC countries are estimated to live in Japan. Also, the police are not familiar with the Muslim communities of those from non-OIC countries. Thus, for the future, please focus on assessment of Muslims from non-OIC member countries and second generation Muslims in addition to reality assessments of [OIC member countries].

Thus, the New Guideline describes “Residence, Employment and Educational Environment of Muslims” instead of describing specifically OIC countries. In relation to

that, the [National Police Agency] issued administrative manuals titled “Report on the Current Status of Reality Assessment” on January 6.

As you may know, Muslims live in non-OIC countries (i.e. 100 million Muslims live in India and several million Muslims live in Thailand, which is primarily a Buddhist country), and the assessment of these Muslims are very important in the future.

It is generally hard to determine if a person is a Muslim, but please conduct your assessment based on factors such as worship in Mosques and names (i.e. English names peculiar to Muslims, such as Mohamed).

In addition, in order to conduct assessment of Muslims from non-OIC countries, please make effort to devise a creative measure. For example, companies employing foreigners sometimes know about the country of origin and religion of their employees, and the police can conduct assessment [of Muslims] through information from a managerial staff of a company. Also, you can assess the Muslims based on the list of periodic purchaser of halal foods via mail order service.

Next, I will move on to the assessment of the second generation Muslims.

Please focus on the assessment of the second generation Muslims in order to detect the trend of radicalization of Muslims as soon as possible. Second generation sometime naturalized to the Japanese citizen. Also, if one of the parents of Muslim children is Japanese, the children hold Japanese nationality, and often do not have alien registration. These Muslims do not seem to appear on statistics of immigration bureau. Also, there is no statistics about schooling, and some Muslims let their children study in their own countries or other Islamic countries, so some Muslim children do not live in Japan. Thus, assessments of Muslims who do not appear on the statistics on resident foreigners are increasingly important. In addition, assessment of second generation Muslims are inevitable as a counter-measure against homegrown terrorists, who attempted terrorism in Europe and the United States.

Especially, among second generations Muslims, those who are over 15 years old are at the employment age, and can be a homegrown terrorist, please conduct assessment at promptly.

Among foreign residents from OIC countries, the number of minors is increasing by 500 persons per year, and the minor Muslims in Japan will reach 10,000 by simple arithmetic in 2011.

However, as I explained earlier, some Muslims do not appear on the statistics on resident foreigners and the accurate understanding of the number of Muslims is difficult. Please continue assessments via steady police activities such as assessments of Muslim households through patrolling and reporting. However, please devise a way of assessments in line with the condition of each local prefecture so that the police should not be criticized as “targeting Muslims”. Accurate data on schooling can be obtained only through the accumulation of information through steady patrolling and reporting.

[Translation Omitted]

Attachment 3

Assessment conditions of people from Islamic countries

country name	the number of alien registration	the number of assessed Individuals	Assessment Rate	country name	the number of alien registration	the number of assessed individuals	Assessment Rate
Bangladesh	3348	3123	93.3 %	Kuwait	12	23	191.7 %
Indonesia	2736	2205	82.8 %	bania	43	22	51.2 %
Malaysia	2268	1763	77.7 %	Sierra Leone	24	20	83.3 %
Iran	1336	1344	100.6 %	Benin	15	20	133.3 %
Pakistan	1408	1329	90.5 %	Palestine	0	19	-
Nigeria	640	497	77.7 %	Oman	4	18	450 %
Turkey	552	451	81.7 %	Yemen	10	17	170 %
Egypt	231	237	102.6 %	Azerbaijan	7	14	200 %
Uzbekistan	223	225	100.9 %	United Arab Emirates	7	13	185.7 %
Saudi Arabia	172	192	111.6 %	Djibouti	3	12	400 %
Tunisia	110	124	112.7 %	Mozambique	3	11	366.7 %
Afganistan	95	109	114.7 %	Tajikistan	6	11	183.3 %
Guinea	137	108	78.8 %	Burkina Faso	3	10	333.3 %
Morocco	111	105	94.6 %	Maldives	10	10	100 %
Iraq	45	84	186.7 %	Gabon	4	9	225 %
Senegal	84	68	81 %	Bahrain	2	8	400 %
Uganda	100	58	58 %	Togo	7	5	71.4 %
Algeria	31	57	183.9 %	Albania	7	4	57.1 %
Cameroon	61	55	90.2 %	Turkmenistan	4	4	100 %
Syria	50	53	106 %	Gambia	9	3	33.3 %
Kazakhstan	44	53	120.5 %	Mauritania	1	3	300 %
Jordan	32	48	150 %	Somalia	1	1	100 %
Mali	41	46	112.2 %	Niger	2	1	50 %
Sudan	27	45	166.7 %	Chad	1	1	100 %
Lebanon	51	40	78.4 %	Comoros	0	0	-
Libya	7	29	414.3 %	Guinea-Bissau	3	0	0 %
Brunei	10	28	280 %	Guyana	1	0	0 %
Qatar	18	28	155.6 %	Suriname	5	0	0 %
Cote d'Ivoire	32	25	78.1 %	total	14254	12848	90.1 %

Owners of Used Car Shops

nationality of owner	number of shops
Pakistan	151
Bangladesh	32
Iran	15
Others	16
total	214

Trading Company

nationality of owner	number of companies
Pakistan	60
Iran	51
Bangladesh	26
Turkey	10
Others	15
total	162

Halal foods shop

	nationality	Halal food	Halal restaurant	total
OIC countries	Bangladesh	14	64	78
	Pakistan	4	52	56
	Turkish	1	19	20
	Others	3	18	21
Not OIC countries	India	3	44	47
	Nepal	3	23	26
	Japan	1	52	53
	Others	5	23	28
total		34	295	329

foreign students

	number of facilities	number of foreign students	number of assessed students	assessment rate
university	117	1266	397	31 %
special school/ Japanese language school	156	511	400	78 %
international exchange hall/ dormitory	42	259	243	94 %
support group for overseas students	6	370	310	84 %
total	321	2406	1350	56 %

Hotel

total nuber of accomodations		849
number of the accomodations in which foreign people stay		724
breakdown	OIC countries people stay	420
	OIC countries people never stay	304
number of the accomodations in which foreign people never stay		125

Attachment 4

Heisei 20 [2008] June 18
Third Foreign Affairs Division • Mosques

Mosque Monitoring System after June 23rd

1. Targets that require special caution

At this moment, there is no target that require special caution selected by the mosque squad

2. Mosque Monitoring System

① Mosque Squad System

43 persons including Assistant Chief Manager

② Mosques to be monitored (7 mosques)

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

Note from Attorney Team:
Names of 7 mosques in Tokyo
is listed in the left side.

③ Mosque Monitoring System

- From 23rd to the opening of the Summit, police officers will be stationed in each mosque from around 8:30 am to 7:30 pm when the worship after sunset ends, and try to assess the moves of mosques and detect the new visitors and suspicious persons to the mosques.
- During the session of the Summit, the officers will be stationed early, and the end time of monitoring will be ordered separately considering the events related to the Summit.
- Be flexible with circumstances.

Attachment 5

Status of Identification Operation

【●●Mosques】

H19(2007). 9.3

The First Tracking Investigation Team

Result of Last Week [August 26 (Sun) ~September 1(Sat)]

1. The result of monitoring of Friday worship (August 31)

- (1) Monitoring Time From around 8:30 am to 5:30 pm
- (2) Worship Time From around 1:00 pm to 1:15 pm (around 15 minutes)
- (3) Number of Worshippers 70 (all men)

Details:

Target A [A person identified (frequented mosques and identified [by the police])]
34 persons (around 49%)

Target B [Trackable person (not identified [by the police] but able to track)
9 persons (around 13 %)

Target C [a person not yet tracked (including new participants)]
27 persons (around 39%)
Recognition Rate (A+B) Around 61 %

(4) Result of Tracking
[Translation Omitted]

(5) Special Trend
[Translation Omitted]

2. Coming and Going to mosques on Each Day (Data from 17:00 to 8:30 is based on the analysis from a surveillance camera)

8/26 (Sun) [Name of a person] and 17 persons in total come
8/27 (Mon) [Name of a person] and 19 persons in total come
8/28 (Tue) [Name of a person] and 28 persons in total come
8/29 (Wed) [Name of a person] and 23 persons in total come
8/30 (Thu) [Name of a person] and 21 persons in total come
9/1 (Sat) [Name of a person] and 18 persons in total come

3. Others
[Translation Omitted]

This week's Schedule [September 2nd (Sun) ~ September 8th (Sat)]

1. Monitoring and Assessment, and selecting the suspicious person. Continue analysis operation.
[Translation Omitted]

Status of Identification Operation

【●●Mosques】

The First Tracking Investigation Team

Result of Last Week [August 26 (Sun) ~September 1(Sat)]

1. The result of monitoring of Friday worship (August 31)

- (1) Monitoring Time From around 11: 43 am to 3:00 pm
- (2) Worship Time From around 1:00 pm to 1:15 pm (around 15 minutes)
- (3) Number of Worshippers 107 (3 females)

Target A [Identifiable person (frequented mosques and identified [by the police])]
78 persons (72.9%)

Target B [Trackable person (not identified [by the police] but able to track)
14 persons (13.1 %)

Target C [Untracked person (including new participants)]
15 persons (14.0%)

Recognition Rate (A+B) Around 86 %

- (4) Result of Tracking
[Translation Omitted]
- (5) Special Trend
[Translation Omitted]
- (6) Reference
[Translation Omitted]

2. Coming and Going to mosques on Each Day

8/26 (Sun) Total 54 persons (Breakdown) 32 men 13 women 9 children

- Identifiable persons 28 (62.2%)
- Trackable persons 0 (0.0%)
- Untracked persons 17 (37.8%)

8/27 (Mon) Total 85 persons (Breakdown) 35 men 21 women 29 children

- Identifiable persons 33 (59.0%)
- Trackable persons 7 (12.5%)
- Untracked persons 16 (28.5%)

8/28 (Tue) Total 56 persons (Breakdown) 38 men 6 women 12 children

- Identifiable persons 27 (61.4%)
- Trackable persons 0 (0.0%)
- Untracked persons 17 (38.6%)

8/29 (Wed) Total 34 persons (Breakdown) 25 men 2 women 7 children

- Identifiable persons 28 (85.2%)
- Trackable persons 0 (0.0%)
- Untracked persons 17 (14.8%)

8/30 (Thu) Total 33 persons (Breakdown) 21 men 2 women 10 children

- Identifiable persons 20 (87.0%)
- Trackable persons 0 (0.0%)
- Untracked persons 3 (13.0%)

8/31 (Fri) Total 133 persons (Breakdown) 112 men 8 women 13 children

- Identifiable persons 87 (72.5%)
- Trackable persons 14 (11.7%)
- Untracked persons 19 (15.8%)

9/1 (Sat) Total 113 persons (Breakdown) 51 men 28 women 34 children

- Identifiable persons 50 (63.3%)
- Trackable persons 3 (3.8%)
- Untracked persons 26 (32.4%)

3. Others

[Translation Omitted]

This week's Schedule [September 2nd (Sun) ~ September 8th (Sat)]

1. Regarding [Name of Place] mosques

••• Continue to monitor visitors to Otsuka mosques and verify their activities. Continue to assess any move in mosque.

2. Monitor Friday Worship

••• Verify activities of participants with other investigation teams

3. Verify and analyze activities of suspicious persons

平成19年12月18日

19. 12. 18 署公安・外事担当課長等会議指示（案）

1 はじめに

北海道洞爺湖サミットまで、いよいよ半年、さらに、最も早い閣僚級会合である開発相会合までは3か月余りとなった。サミット対策も本格的に取り組んでいたが、今一度課長、代理の皆さんに確認していただきたいのは、国際テロ対策業務が担当者任せになっていないか、ということ。

言うまでもなく、今回のサミットの新たな、かつ、おそらく最大の脅威は国際テロである。しかし、皆さんの中には、まだまだ「自分は極左担当（又は総務担当、右翼担当）で飯を食ってきたし、外事は担当に任せておけばいい」「国際テロ対策業務はカタカナが多くて苦手だ」「国際テロなんて日本で（又は自分の管内で）起こるはずがない」というように、意識改革ができていない方もおられるのではないかと懸念している。幹部がそうした姿勢を見せてしまうと、部下は敏感にそれを感じ取り、幹部が顔を向けている方向を伺いながら仕事をするようになってしまう。毎回の重目会議で申し上げているとおり、必ずしも管内の重目施設の有無に関係なく、代理等担当幹部の取組み姿勢がよい署は実績を上げている。

過去、日本は、アル・カーイダ幹部から、英国、スペイン、豪国、イタリアなどとともにテロの標的として名指しされ、このうち、英国、スペインでは実際にテロが発生し、豪国、イタリアではイスラム過激派によるテロ計画が摘発されている。さらに、我が国でも、米国により拘束されたアル・カーイダ幹部が、実際、東京で在京米大に対するテロを計画していたことが明らかになっている。こうした中で今回のサミットを迎えるのであり、限られた捜査力をどのように配分するか、幹部として改めて検討していただきたい。

2 対策

次に運営重点に沿って、かつ、ポイントを絞って対策について説明。

(1) イスラム・コミュニティの実態把握

ア 他部門との連携による対象国人等の居住実態の把握

仮に海外からテロリストが我が国に入学してテロの実行を企図するならば、ほぼ間違いなく我が国に存在するイスラム・コミュニティの支援を必要とするはずであり、また、最近のテロ事件をみると、移民やその二世等、既にその国に定着した者がテロを敢行していることにかんがみても、平素から、管内に所在するイスラム・コミュニティを把握しておく必要がある。

こうしたことから、現在、各署においては、鋭意居住実態の把握を推進していただいているが、今後は各署への作業依頼が増加し、専務系の業務負担が増大することが予想されることから、特に地域系の巡回連絡を始めとする、他部門の執行務を通じての実態把握の推進をお願いしたい。その意味でも、現在実施しているポイント制による特別表彰をテコに、サミットまで挙署一体となった取り組みを恒常的に推進していただきたい。

なお、居住実態の把握は対象国人を優先的に行うこととなるが、最近の外国における「国産テロリスト」によるテロ事件を見てみると、必ずしも対象国出身の者によるものに限らず、対象国以外の国出身のムスリムによる例もみられることから、実態把握活動に当たっては、非対象国出身外国人であってもムスリムかどうかの見極めも確実に行うようお願いしたい。

イ 蝸集場所の発見

各種会議で繰り返し述べているとおり、平成 17 年のロンドン同時多発テロ事件以降、最近のテロやテロ未遂事件において、首謀者らが、テロ実行に先立ち、謀議や実行犯のリクルート等に閉鎖性のある蝸集場所を利用しており、こうした閉鎖性のある蝸集場所が、過激思想の温床となっていることが判明していることから、引き続き、蝸集場所の発見をお願いしたい。

とりわけサミット直前期までには、出入り者や内部の動向の解明等、容疑解明に全力で取り組んでいただきたい。

(2) 不審外国人・グループの情報収集・容疑解明

ア 提報者作業や実態把握活動を通じた不審情報の収集

これまで推進してきた提報者作業は、対象と仲良しになることが目的ではなく、あくまでもイスラム・コミュニティ内のセンサーとして、国際テロ容疑情報を収集することが目的。そこで、これからサミットまでの半年間は、特に不審情報の収集に重点指向した作業の推進をお願いしたい。この際、必ずしも協力度の高くない提報者については、思い切って打ち切ることも視野に、量よりも質に重点指向した作業をお願いしたい。当課としても、不審情報を従来以上に重点的に評価する。

また、現在推進している実態把握を通じて、これまでに把握していなかった対象者を数多く把握するに至っているが、こうした者の中から新たに提報者を設定することもあると思うが、その際は、これまでテロ対策上重要であるにもかかわらず、本数の少ないアラブ諸国（特にマグレブ諸国）出身者に重点指向していただきたい。

一方、新規に把握した者の中で、稼働実態、居住形態、警察に対する態度、服装等から判断して不審性を有する者を抽出し、不審情報として報告していただきたい。

なお、不審情報に基づき、本部が入って解明した署に対しては、これまでも部長賞を授与しているところ。

イ 積極的な搜索の実施

対象国人を検挙した際の搜索は、イスラム過激派やテロのインフラの発見、テロ容疑性の抽出にとって極めて有効な武器であることから、地域や交通で対象国人を取り扱った場合はもとより、刑事・生安・組対等の各部門において対象国人を扱った場合も、必ず係へ通報が来る体制を築き、また、合摘を実施した際にも、対象国人については安易に62条通報で済ますことなく、警察において搜索を実施するよう心掛けていただきたい。

また、搜索時の留意点は改めて今月の「情勢」に述べているので、帰庁後確認していただきたい。

(3) 管理者対策の強化

ア 化学剤取扱業者に対する管理者対策

本年6月に検挙した爆発物取締罰則違反事件を通じて得た反省教訓事項について。すなわち、

- ① 本件では、被疑者は、様々な業者から原材料となる化学剤を購入しており、その際、それらの業者は、特段不審に感じることなく、容易に化学剤を販売しているなど、化学剤取扱業者の危機意識が依然として希薄。
- ② 本件被疑者は、店舗だけでなく、インターネット販売を通じて原材料となる化学剤を購入していたことから、店舗に対する管理者対策だけでは十分ではなく、無店舗型のインターネット販売業者の発見、及びこれらに対する適切な管理者対策も併せて行っていく必要。
- ③ 爆発物を製造しようとする者は、事前に在庫や取扱いの有無を確認した上で購入するのではなく、とりあえず薬局、薬店に問い合わせをする可能性もあることから、7品目の化学剤を取り扱う業者に絞った管理者対策では十分ではなく、オキシドールや尿素などを販売している全ての店舗に対して、網羅的かつ恒常的に管理者対策を実施する必要。

各署にあっては、現在、化学剤取扱業者に対する積極的な管理者対策を行っていただいておりますが、店舗数的には相当な量に上っているが、巡回指導で当課から指導したとおりに、今後も繰り返し訪問し、不審動向を積極的に通報してもらえよう、人間関係作り及び教養を徹底すること。

イ 外国人が宿泊すると思われるホテル等に対する管理者対策

ホテル等の旅館業者に対する管理者対策では、皆さんの努力により、対象国人の宿泊情報については取れるところが多くなってきたと承知。一方、課題は、外国人の宿泊者のパスポートのコピーの保存。当庁管内ではまだ7割弱しか実施されていない。(未だ厚生労働省からの指導が周知されていない)

のか、周知されていて実施していないのか事情は様々であろうが、今回の旅館業法施行規則改正がテロ対策のためであることを理解していない都や各特別区の衛生部局からの指導が期待できない中、) 今後は、特に外国人の利用率の高い宿泊施設などのうち、厚生労働省通知の内容を実施していない旅館業者に対して、管理者対策を一層強化し、来日した外国人宿泊者のパスポートは全てコピー保存させるとともに、すべての旅館業者について、不審な外国人の来訪を直ちに通報してもらえる体制を構築かつ維持していただきたい。

ウ その他の管理者対策

これ以外の管理者対策（レンタカー業者、インターネットカフェ等）についても、実態把握、管理者対策がむらなく恒常的に行われているか、担当者任せにすることなく、常に幹部自ら確認を行うこと。

3 おわりに

以上述べてきたが、冒頭述べたように、4月の開発相会合を皮切りに、5月、6月になるとほぼ毎週のように閣僚会合が開催される状態になる。今後どのようなスケジュールで業務を推進していくのか、よく業務管理をすること。

また、先ほども述べたように、これからは徐々に各署への作業依頼が増加することが予想されるが、その際には、速やかな対応を是非お願いしたい。

平成 21 年 1 月 14 日
国際テロリズム対策課

関東地域国テロ担当補佐等会議概要（1/9：警察庁）

1 国際テロリズム対策課長訓示

昨年末に新たな通達を発出したところであるが、今春の人事異動も踏まえて確実に後任者に伝達できるようにしておいてもらいたい。大きな組織になればなるほど担当が細分化され、伝達に齟齬が生じることとなるので配意をお願いしたい。

私からは通達に関する概括的に話をしたい。

まず、第 1 点目は、爆発物原材料業者に対する管理者対策である。これは単にホテルに宿泊されたとは次元の違う問題であり、これが失敗するのと成功するのとでは大きな違いがある。

これに関して各県の知事部局には肥料取締法に基づく取扱業者のリストがある。7 品目とはいっても硝酸アンモニウムと尿素のみではあるが、そこからリストをもらっていると承知している。それを通じてサミット対策で実施した管理者対策では把握していなかった新たな業者も浮上し増えているはずなのに、一方、全国規模で調査を行うと把握業者が変わっていないとか減っているというありえない状況も起こっている。別にこれまでの管理者対策が不十分だったと責めるつもりはないので、新たな業者を把握したのであればそれらに対する管理者対策を行っていただきたい。

また、インターネットで取扱っている業者も判明しているので、そこはもう一度インターネットでの取扱いがあるか否かを確認してほしい。さらに、店頭購入の場合は一見して不審な客は分かるが、インターネットでの場合はそれが分からないので、何ををもって不審とするかについては、実際に管理者対策を行う警察署の専務員に対して指導教養をしてほしい。

皇居に向けた爆弾事件でもそうだが、犯人は自分の身分を偽らずに原料を購入している事実があり、これが身分を偽って購入していたらもっと分からなくなるという悲壮感もある。したがって、業者に対しては平素から正確な在庫管理と仮に盗難被害にあった場合には“何をどのくらい盗まれた”ということを速報できるようにしておくことを指導しておく必要がある。そのようなことから、管理者対策の中でも爆発物原材料業者対策は特に力を入れてお願いしたい。

第 2 点目は、B I C S についての関係です。

B I C S は、2007 年 1 月 1 日の導入から 1 年間で 846 名の入国を阻止をしたと入管側は成果を誇示しているが、無論、846 名の入国を阻止をしたことは良いことだと思うが、大半は東南アジアからの風俗関係従事者である。そんな中、報道で既にご承知と思うが、韓国人の 51 歳の女性が 2008 年 4 月 30 日に青森県から入国した。この女は 2007 年 7 月 31 日に退去強制処分となっていたにもかかわらず、8 ヶ月後に B I C S をかいくぐって入国できたわけである。この女は、2008 年 8 月 5 日に長野県で東京入管によって検挙されたが、ブローカーが田舎で入国させて全国的に動かし

ている実態だと思う。この女の供述によると、韓国出発当日にブローカーが直接貼ってくれたということである。ご存じのとおり、入管システムでは少なくとも指に指紋様のものがなければエラーとなり入国できないようになっており、入管側は指紋を採ったことは間違いないが、そのときの指紋と女の指紋は全然違っていると説明している。では、指紋様のものが指についていたとしか思えないが、その後はトイレに捨てられて分からないというのが実態である。いずれにせよ、入国されたことは事実であり、風俗関係者ではなくこれがテロリストだったならもっと巧妙な方法になるだろうと危惧している。これに関して良い方法は入管側にきちんとした通達を出して基準を厳しくしてもらうことなのだろうが、当面可能な方法としては海港や空港を持つところに人は入管側と協議をして「指を確認してから指紋を採取すること」等の内容を韓国語や中国語等で記載した紙を入国予定者の見える場所に掲出して、不法入国者にやりにくくするという対策を取ってもらいたい。本当はプログラムを見直すことが良いのだろうが、時間も費用もかかることを考えれば、紙ひとつ貼りだすことは皆さん方の指導ひとつだと思う。

第3点目は、実態把握である。従来からO I C 5 6ヶ国1地域を重点に言い続けてきたが、フィリピン、インド、タイ等非O I C諸国でムスリムが多い国、すなわちムスリムか否かに着目し、国籍にとらわれない過ぎない実態解明をすすめてもらいたい。また、2世問題をどう把握するかという命題についても、現時点では警察庁においてもこれという方策はない。他方、組織犯罪対策部においては「集住対策」なるものの検討を始めている。これは主としてブラジル人を対象にしたものであり、あまり集住する傾向のないムスリムには関係ないかもしれないが、集住対策を行う前には外国人一般に対する実態把握が前提となるものであり、集住ではない外国人がどうなのかという点については関心をもってもらいたい。

第4点目は、現時点では手も足もでないのが実情のインターネット上の情報収集についてであります。当然、語学ができることが前提であり、語学ができていても入っていけないサイトがあるのも事実であります。警察庁においても名案があるわけではないので、皆さん方から知恵を拝借したと考えています。

2 新通達概要説明（大嶋補佐）

今般、発出した通達の中で追加した項目や変更点につき、項目を追って説明。

「警察各部門間の連携」という言葉が随所に表れているが、各種施策はサミット対策を通じて警備部門だけではもはや対応しきれなくなっていることは皆さんが感じられたとおりに思う。したがって、警察組織が一体となって各種対策を実施することを明確にする示す必要からこの言葉を盛り込んだ。

次に、「協力者」という言葉を使う場合には獲得対象者のみに限定し、その他の情報提供者については「協力者」という表現は避け、両者を併せて「情報線」と表現する。換言すれば、協力者たる指導係が管理する情報線と協力者とは呼ばないデスクが管理する情報線の2種類が存在する。当然ながら、指導係が管理する協力者からの情報も可能な範囲においてはデスクと共有する。

続いて、「インターネット上の不審情報の収集」では、インターネットが過激化対策上、必要不可欠なツールとなっている現状に鑑み、限定的なチャットルームに対する情

報収集をお願いする。

第4点目は、「容疑解明案件の警察庁に対する報告」についてであります。

サミット期間中においては多数の容疑解明を実施していただいたけれども、対象者が過激化のいかなる段階にいるのかという見極めを必ずしも行わずに事件に着手した、あるいは入管法違反等によって逮捕捜索を行うことで容疑解明は終了してしまったものも散見され、その後、当該対象者を容疑解明対象者から外すこともあった。一旦、目をつけた者を視察線外に置いたところ、テロを敢行したという事例が海外で見られることから、容疑解明作業というものを長期的視野で行うこととし、新通達では容疑解明対象者を登録する制度を導入したものである。

第5点目は、「ネットワークの全容解明」についてであります。

近年の情報分析では対象者のネットワークを把握することが肝要であり、そのためのツールとしてアナリストノートブックを配布しているわけであり、最大限これを活用していただきたい。

第6点目は、「コミュニティ対策」についてであります。

旧通達ではなかった項目であるが、「過激事項に感化され易い層を作り出さない」あるいは「感化されつつある者をいればそれをいち早くキャッチする」ためにコミュニティとの関係を作っておくことが非常に重要になっている。こうした活動を「コミュニティ対策」として通達に明記したわけである。先の集住対策、とりわけ日本人が入り込む余地のない外国だけで生活できる日本の中の外国のような地域が犯罪の温床になったり、テロリストの隠匿場所になったりするおそれが大きいため、共生による取組みで地域にとけ込ませるようにすることでその動きを把握しようとするものである。

第7点目は、「爆発物原材料取扱業者に対する管理者対策」についてであります。

旧通達では、ホテル対策とレンタカー対策のみに絞っていたが、皇居に向けた爆発物発射事案を捉えて、爆発物原材料取扱業者に対する管理者対策を明記することとした。

3 実態把握、不審情報の収集、コミュニティ対策関連指示（茂木補佐、阿波谷補佐）

○ 実態把握（茂木補佐）

はじめに20年通達（以下「新通達」という。）の実態把握についてお願いします。

皆さんご承知の通りであります。 「実態把握は国際テロ対策の基礎・基盤となる情報を収集し、管内のイスラム・コミュニティ等を把握」することです。その目的は不審情報の収集及び事後捜査での活用であります。

わが国には9万人を超えるO I C諸国人が居住するとみられていますが、昨年のサミットまでに、O I C諸国出身者約72,000人（把握率98%）を把握できました。

これに比べて、インド、フィリピン等の非O I C諸国出身者については、数万人規模の在留数があると推定されていますが、全国でも把握数が少なく（平成19年6月現在、2,549人）、そのコミュニティの状況もよく分かっていませんので、特に、今後は従来の実態把握に加えてO I C諸国以外のムスリムやムスリム第2

世代の把握に力を入れていただきたい。

そこで新通達では、特にO I C諸国と記載せず、「ムスリムの居住実態、就業や教育等の環境」として掲げました。さらに、1月6日付の事務連絡「実態把握の現状に関する報告について」を発出したところであります。

ご承知の通り、ムスリムはO I C諸国以外の国にも当然存在（インドには約1億人、仏教国タイも数百万人）しており、これらムスリムの把握が今後は大変重要になってまいります。

ムスリムであることの判断は一般には困難であります。モスクへの礼拝、名前（英国籍でもムスリム特有のもの～ムハマドなど）等から把握してください。

他にもO I C諸国以外のムスリムの把握方策として、外国人を雇用している企業等では、出身地や宗教を把握している場合もあることから、管理者からの提報により把握したり、通信販売によるハラフードの定期的購入者リストの入手による把握といった方法もあり、常に斬新な把握方策に努めていただきたい。

警察庁としましても各県の好事例について随時、紹介するなど各県の実態把握の向上を支援してまいります。

次に、ムスリム第2世代の把握についてですが、

ムスリムの過激化動向をいち早く察知するためにも、ムスリム第2世代の把握に特に力を入れていただきたい。第2世代ムスリムは、帰化している可能性もあるほか、日本人を親に持つムスリムの子供は日本国籍を有し、外国人登録をしていない場合が多く、入管統計に表れないと思われ。また、就学状況の統計資料はなく、ムスリムの中には自らの子弟に出身国やイスラム諸国で就学させる者もいるため、現時点で日本に在住しているとは限らないなど、在留統計には表れない部分の把握が一層重要となってきます。欧米諸国においてテロを実行あるいは企図した、いわゆるホームグロウンテロリスト対策に向けても、ムスリム第2世代の把握は不可欠であります。

特に第2世代の内、15歳以上のムスリムについては就職適齢年齢であり、ホームグロウンテロリストの脅威になりうる存在でありますので、早期に把握していただきたい。

O I C諸国外国人登録者数のうち、未成年者の数は毎年500人のペースで増加しており、単純計算で、2011年には、未成年の在日ムスリム世代が1万人に達します。

しかし、先ほど申しあげましたように在留統計には表れない部分もあり、正確な数の把握は困難です。巡回連絡等を通じたムスリム世帯の把握など、地道な警察活動による把握をお願いします。ただし、「ムスリムの狙い撃ち」と非難されないように各県の実情に応じた工夫した把握をお願いします。正確な就学状況は地道な巡連等で得た情報を積み上げる以外にはありませんので、よろしくをお願いします。

ムスリム第2世代の把握方策として、

- ・ 子供のためのコーラン教室参加者から把握
- ・ 自転車の防犯登録のデータベースにより把握
- ・ スクールサポーター等を通じた把握（イスラム教を起因とする学校における相談事案等の取扱い）

などを参考としていただきたい。

さらに、新通達では「ムスリムの子弟で海外に居住するものの実態」を掲げておりますが、日本にいないムスリムの子弟の把握方策については、各県の方策を集積して、好事例として紹介したいので、斬新なアイデアを出し合って進めていくためにも、よろしくをお願いします。

ここで関西のある県による「県内におけるムスリム第2世代の実態」を分析した好事例を紹介いたします。調査対象は県で把握しているムスリムの第2世代で、現に日本に定住している者及び将来、定住すると思われる者としています。分類では親の国籍・0歳から9歳等の年代・居住地域別として統計化して、

- ・ 現段階でホームグロウンテロリストとなり得る者の数
- ・ 第2世代対策の対象となる国の抽出

を行っています。また、第2世代の生活実態を分析、特に学校生活について詳細に調査しています。例えば、第2世代特有の行動として、「学校での礼拝や礼拝を理由とした遅刻状況・ラマダン期間中の給食拒否状況・給食制の学校における弁当持参状況・ラマダン中の体力減退に伴う体育の見学状況・女子学生のスカート着用」等を挙げています。

ただムスリムの中には、「イスラムを重視するよりも日本への同化を望んでいるので、給食に注文をつけたり、学校では断食も礼拝もさせていない」という人も当然おります。

さらに学校側の対応についても調査していますが、現在までのところ、ムスリム特有の行動を規制・禁止している学校は把握されておられません。

この県では20歳未満の第2世代が85%おり、ムスリムとしてのアイデンティティを確立していない世代であることから、親だけでなく、イマームやインターネットなどの影響を受けやすく、モスクやネット利用も把握が欠かせません。

第2世代が抱える問題の分析では、各県も共通するところがあると思いますが、

- 1 ムスリム特有の行動や外見上の違い等に起因するいじめや差別
- 2 イスラムの教えを実践させようとする親の意向とそれを望まない本人との対立

を挙げています。

これらの問題は将来、日本社会に対する不満へと発展し、その不満が第2世代の過激化の要因となる可能性もありますので、今後、各県の皆さんもぜひ「県内におけるムスリム第2世代の実態」について分析して下さい。

○ 不審情報の収集（茂木補佐）

大きな項目の2つ目は「不審情報の収集」についてであります。

不審情報の収集の手段には「幅広い警察活動・情報線の布石・管理者対策等による一般協力者・インターネット」等がありますが、新通達では、特に「インターネット上の不審情報の収集」を掲げております。ご承知のとおり、国際テロリストはインターネット上において宣伝（プロパガンダ）、相互連絡、勧誘、資金及び物資の調達、テロに役立つ情報収集等の様々な目的で利用しているといわれており、実際、近年のテロ事案（例えばマドリードにおける列車同時爆破テロ事件、オランダ・ホフスタッド・グループによる映画監督殺害事件等）では、ほぼ例外なくインターネットが何らかの形で利用されています。

我が国において、現時点では、テロリストの相互連絡、勧誘及びテロリストによる情報収集の実例は把握されていないものの、留学生等がイスラム過激派のウェブサイトで過激なメッセージに触れる例や、チャットルームにおける過激発言の例がみられるところでもあります。また、インターネットを通じて爆発物製造に必要な情報及び原料を調達することも可能であり、イスラム過激派の背景はないものの、実際に爆発物を製造、使用する事案もみられました。

最近の在京情報機関からの情報を端緒に、ある県に容疑解明をお願いしていますが、通常の動向を見る限りでは特段の状況は把握されておりません。視察活動から対象の不審動向を把握することが極めて困難であることは、皆さんご承知のところではありますが、では、海外の過激派グループとその対象は全く連絡を取り合わないのでしょうか、当然考えられることはインターネットなどを活用した情報交換を自室等の密室で行っていると思われます。

各県においては、過激発言の行われるチャットルーム等について、日本語で運営されているもの又は在日者が参加しているものの把握及びその性質に応じて監視又は捜査を行っていただきたい。中でも、在日者がアラビア語、インドネシア語、ウルドゥ語等の外国語で運営するものについては、使用されている言語を母国語とする協力者を積極的に活用していただきたい。

また、爆発物原材料販売サイトを始めとするテロリストに悪用され得るサイトについては、各県においてこれを発見し、管理者対策を実施していただきたい。

このように今後は、インターネット上の諸活動に係る情報収集が極めて重要となっておりますので、皆さんもぜひ、インターネット上のテロに関する諸活動に対して積極的に発見・捜査を実施してください。

ここで、最近のインターネット上の過激発言を把握した事例を紹介いたします。

※パルトーク事案の紹介

この事案は情報線からの通報により、インターネットの「パルトーク」を通じて、ジハードを煽動する在日パキスタン人を把握し、事件化を通じてサミット期間中のテロの脅威を一時的に排除するとともに、実態解明を試みたものであります。

対象は40歳のパキスタン人男性で永住資格を持つ本邦滞在期間20年の者です。

対象者特定の経緯は情報線を当該チャットルームに参加させ、半年以上の期間をかけて対象者と信頼関係を構築の上、対象者の自宅や携帯電話番号等を把握し、特定しました。対象者の居住地確認の結果、同所がパキスタン人の集団居住場所と判明、継続捜査の結果、不法残留者の居住を確認し、「犯人蔵匿」容疑で強制捜査に着手、通信記録、パソコン等を押収しました。

パルトーク捜査の問題点として、第一は「パルトークに参加するための障壁」であります。チャットルームで過激な発言をする者を把握するためには、参加することが必要であり、ウルドゥ語やアラビア語に精通している(あるいは母国語としている)ほか、イスラムに関する高度な知識も要求されます。チャットに参加しながら発言をしなかったり、不適切な発言しかできなければ管理人から不審・不適格とみなされ排除されてしまうため、容易に情報収集が図れるものではないということです。

第二は「閉鎖性」です。パルトークには、参加者同士の「プライベートメッセージ」機能や限定された参加者しか入れないチャットルーム等も存在します。現在「ジハード煽動事案」の対象者は、自身のサイトについて「警察に監視されている」と他の参加者に呼び掛け、この限定的なチャットルームを使用しているため、実態がつかめなくなっており、パルトークの閉鎖性が障害となっていますが、容疑解明はやはり具体的なテロ動向がない限り、事件化を急ぐべきではないとお願いしていることの証であります。

第三は「実態把握の困難性」です。パルトークには、過去の発言履歴は残らず、不審・不穏な言動の事後検証ができないため、対象者がいつチャットに参加するか事前に把握ができなければ言動の記録等、実態把握に困難が伴います。

最後にパルトーク捜査の留意事項ですが、チャットルーム等への情報線投入等の運営に当たっては、各県のみで判断することなく、当課担当係と緊密に連携を行い、特に情報線が参加(登録)することにより、又は、チャット内で書き込み、発言する内容等により、「情報線が特定されることはないか」、「情報線が犯罪に関与し、あるいは巻き込まれるなど身に危険を及ぼす恐れはないか」など、情報線保護の観点、防衛上の問題点について検証し、実施していただきたい。

以上、不審情報の収集に当たって、特にインターネット上のテロに関する諸活動の発見・捜査について、お話をさせていただきましたが、今やインターネットにおいても情報線の布石が大変重要なものとなっていることを認識していただき、あらゆるコミュニティへの情報線の布石を目指し、質・量ともに十分な不審情報の収集に努めていただきたい。

○ 不審情報の収集(阿波谷補佐)

面接作業については、サミット対策に伴う幅広情報を収集するために行ったものである。情報線を広げることによってサミット対策に資する参考情報が得られたことは間違いのない事実である。他方、サミット終了後に行われたブロック会議でいろいろな県から聞くと、面接作業を継続することにより様々な問題点が出てきていることも否めない事実である。それを踏まえて11月18日付けの電話指示により面接作業

の必要性・適格性を判断してその上で継続する必要があるのか否か、そして、その中で幅広く管理登録をして捜査費が執行できる県段作業あるいは本庁登録作業として取り組むべきものは取り組んでもらいたい。あと、打切るべきについては打切る。しかし、デスク等とも協議したところ、県段作業には至らないものの何らかの情報が取れるため情報線として残したいといった場合には、準県段作業扱いとして指導係が作業終息まで面倒を見るものとして残すことにした。

ただ、面接作業において見直しをかけたかについては、面接作業とコミュニティ対策とが混同している状況が窺えたことにある。コミュニティ対策的な感覚をもって表の顔で近づき“イスラムの勉強をさせて下さい”と言いながら実際には“モスク出入り者の話を聞いている”。さらにそれを聞くに当たって、まだ、はじめの段階で突然警察ですと言って相手にそういう話をする。我々の感覚で言うと初期の防衛指導ができていない段階で、そういう話をするのは“抜ける”と見ていいわけである。

昭和63年8月17日付けの“トンプク”という通達を皆さん方承知していると思うが、我々が行う情報収集活動、第三者に行わせる情報活動、ともに秘匿が原則である。それが初期の防衛指導を行わない段階から、そういう話すればブログ等によってムスリムの間で“警察が来た、うちにも来た、うちにはまだ来ない”とあって広まってしまった。我々はそれを是正しているが、今現在も公安調査庁は似たようなことをまだやっている。

ではなぜ、そのようなことが可能だったのかというと、それは相手が善良な人間だからだ。警察が行けば話を聞かせてくれるし、話してくれるからまた聞くの繰り返しであり、ほかでみんなに話してしまうことになった。そこで中長期的視野に立って見直しをかけて、新規の登録はやめるけど残せる者は残してほしいということにした。残すときに注意してほしいのは、本人の適格性についてである。某県では過去に刑法犯で捕まっていた前歴を有する者が対象者として上がっていたことがあった。見直しに当たっては是非、今一度本人の適格性について検討してもらいたい。また、昨今の金融不況によりムスリムの生活は非常に苦しくなっており、何らかの犯罪に手を染める者も出てくるかもしれないので、その見極めだけは誤らないでほしい。

インターネット上での不審情報の収集については、対象者を閉鎖性の強いチャットルームへ投入することについては、積極的に検討しつつも、協力者保護には多角的な方向から検討を加えてほしい。つまり、対象者が自分の生活基盤を破壊してやっても我々は対象者の生活全ての面倒を見ることはできない。基本的には、対象者の協力の意思に基づいてやっていただく、その中で情報の対価としては出せるものは出すが、対象者の財政支援ではないことを忘れないでほしい。

最後に協力者からどんな情報が得られるかを常に検証してほしい。協力者を取り巻く環境は日々変化している。協力者の中には、担当者が聞かなかつたら必要ないと思ひ話さなかつたという事例が散見されるので、協力者の人脈、能力等を常に検証してその可能性を見極めてもらいたい。

○ コミュニティ対策（茂木補佐）

大きな項目の3つ目は「コミュニティ対策」についてであります。

これまでも、都道府県警察においては、巡回連絡、防犯教室、交通安全教室等の様々な警察活動を通じて、他のコミュニティと同様にイスラム・コミュニティとも信頼関係を構築し、ムスリムが疎外されず、また、不審動向についての情報提供が円滑になされる環境作りに努めてきました。今後、第2世代ムスリムを中心に過激化の懸念が高まり得ることにかんがみれば、イスラム・コミュニティを地域社会に融和させるとともに、穏健派ムスリムの声を用いて、イスラム過激派が提唱するジハード思想を否定する取組みが必要となってくるところであります。

新通達の「コミュニティ対策」の項目の内、「(1)イスラム・コミュニティとの関係構築」については、従来から実施していただいておりますが、面接作業等の作業と異なる点は、コミュニティ対策は警察側から情報を求めるのではなく、各コミュニティから不審情報等が提供されるような関係構築に努めるということでもあります。

サミット対策を見据えて実施した面接作業については、この後、阿波谷補佐から説明がありますので、ここでは、新通達の「コミュニティ対策」の項目の内、「(2)イスラム・コミュニティの孤立化防止に向けた取組み」について説明いたします。都道府県警察においては、他部門や他機関とも連携しつつ、共同でボランティア活動を行うなどにより、イスラム・コミュニティを地域社会に融和させる方策を講ずるとともに、イスラム・コミュニティの中で一定の権威をもって、「正しいイスラム」について発言できる人物との間で関係を醸成し、我が国のイスラム・コミュニティに過激思想に対する抵抗力をつけさせる取組みを行っていただきたい。また、実際にムスリムと接する警察官に対しては、警察がイスラムと敵対しているとの誤解を受けることのないよう、用語法やマナー等についての教養を行っていただきたい。

過激化の一般的な要因の一つとして、地域社会からの疎外感や孤立化が挙げられます。

これらを防ぐために、自治体やNPO等の非政府機関や町内会等の自治会をはじめとする地域社会をも巻き込み、イスラム関係団体との良好な関係を相互に構築していただきたい。これにより、イスラム・コミュニティが地域社会に溶け込み、地域と共生していることを実感させることが過激化防止の有効な方策の一つであります。

また、国際捜査部門等が構築した「共生のための枠組み」についてですが、平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、警察庁においては、組織犯罪対策部が中心となり、外国人による犯罪対策・外国人の犯罪被害の防止という観点から、従来の犯罪対策に行政的な手法を組み合わせ「日系外国人等総合対策」として取り組んでいます。

本施策はあくまで、知事部局や市町村等の地方自治体が中心となって推進していくべき対策を明らかにしたものであります。これまでも本対策の枠組みを利

用してイスラム・コミュニティ対策を推進している県もあり、国際テロ対策上、有効な枠組みや対策が含まれているため、各県の状況を確認し、必要に応じて本枠組みを利用していただきたい。また、今後、数年間のうちに就職適齢期を迎えることになるであろう第2世代ムスリムを中心として、過激化の懸念が高まると予想されます。この点、外国人犯罪対策の観点からは、日系ブラジル人を中心とした若年層外国人のアウトロー化の要因の一つとして、日本語能力の欠如による学校からのドロップアウトが指摘されているところ、国際テロ対策においても、第2世代ムスリムの実態把握と過激化防止等に資するため、学校やNPO等の他機関や民間団体と連携し、家族参加型の防犯教室や交通安全教室の開催、共同ボランティアの実施等、幅広い層に対するアプローチを積極的に検討していただきたい。

それでは、コミュニティ対策における好事例を紹介いたします。

北陸のある県における「外国人中古車業者問題に対する取組み～他文化共生推進プランと連携したコミュニティ対策」であります。

同県では、1980年代後半、ロシア向けの中古車輸出が開始、1991年にはパキスタン人が中古車業を開業し、その後、200件以上のパキスタン人を中心とする外国人中古車業者が同県某市の国道沿いに集中し、彼らによるごみの不法投棄、廃車の放置、ガソリンやオイルの垂れ流しや違法駐車等が社会問題化し、地域住民に不安を与えることとなりました。地域住民は県に対して、「ヤード内に設置されたコンテナハウスの違法性」に関し、異議申し立てを行っていますが、現在まで解決には至っていません。

他方、某市は外国人中古車販売業者等が多数居住する現状を受け、自治体や関係機関、外国人住民などで組織する「多文化共生推進会議」を設置し、「外国人との共生・融和」を目指した取り組みを開始しました。

主な取組みは、

- 1 住民で組織する「パトロール隊」の官民合同パトロールに外国人中古車業者が参加
- 2 外国人中古車業者も参加した「治安の現状と問題点」に関する懇談会を開催
- 3 「他文化子どもサポートセンター」を設置し、外国籍の子供に日本語や習慣を教えるほか各種レクリエーションを通じて遊びの場を提供
- 4 ローカルラジオ局において、外国人向け生活情報等を発信
- 5 外国人業者とともに県道沿いの清掃活動を実施

などです。

こうした自治体、警察、地域住民及び中古車業者による共生を目指した取り組みにより、それまでお互いに接点のなかった地域住民と外国人中古車業者の意識も変化しつつあり、両者の歩み寄る姿勢が明らかとなってきています。

以上のように、コミュニティ対策の要諦は

- ア テロリストが接近しにくい、入り込めないコミュニティ作り
- イ コミュニティが不審情報を察知したときに、こちらからあえて聞かなくとも、教えてもらえるような関係作り
- ウ 過激化させない環境作り

であり、各県のコミュニティの状況に応じ、創意工夫しながら有効な対策を講じていただきたいと思います。

3 容疑解明関連指示（阿波谷補佐、日高係長）

○ 拠点設定（阿波谷補佐）

視察拠点については積極的な設定を行う必要があり、長期間に及ぶ追及作業に保秘しながら効率的に行うためには必要などころに必要な拠点を設定する必要がある。

しかしながら、種々の条件をクリアするためには必ずしも直接視認できる場所に拠点を設定できるとは限らず、そういった場合にはその動線上に拠点設定を積極的に行うこと。

また、拠点には、作業の終息が見えないで設定する恒常拠点と、いつからいつまでと機関を定めて設定する臨時拠点とがあるが、安全面等拠点設定必要な構想に差異はない。

状況によっては、我が社の看板を掲出しての拠点設定もあり得るが、その目的は相手に我々の施設借り上げを察知されないことであり、この点に留意しなければならない。

○ 不審情報の取扱い（日高係長）

不審情報については、入手県に解明の第一優先権がある。しかし、A 県が入手した不審情報が B 県に係わる場合、A 県と当課担当で協議の上、B 県に参考情報として通報する場合も有り得る。この場合、不審情報の内容にもよるが、解明についての主導は B 県に移動する。A 県に情報線がある場合、A 県は B 県に参考通報後も、不審点解明について、情報線活用による、情報提供を継続することとなる。

○ 指定後の継続解明における留意事項（日高係長）

A 県が解明後、指定された対象の継続解明について、対象が A 県居住の場合、引き続き A 県が担当することは問題ないが、A 県が解明した対象が B 県に居住する者であった場合、又は、A 県から B 県に転居した場合、A 県、B 県、当課で協議の上、通常であれば、B 県が担当することになる。B 県にしてみれば、全く知らない容疑解明対象が突然、担当することになってしまうことから、転居の場合は仕方ないものがあるが、着手時に、元々 B 県居住者であった場合、A 県のみで、解明に当たるのではなく、当課の調整が必要であろうが、B 県にも共同で解明作業に当たっていただき、指定されれば、B 県が継続解明できるよう配慮しようと思っている。

4 各種管理者対策、国際海空港対策、重要施設等の防護関連指示（大島補佐）

○ 各種管理者対策

サミット期間中においては、爆発物原材料取扱業者約 8 万 4,000 社に対してのべ

11 万回以上の管理者対策を実施し、結果として不審情報もあり一定の成果があったものと評価している。しかし、9 月 18 日には皇居に向けた爆発物発射事件の発生があり、しかもサミット対策期間中にインターネットで爆発物原材料を購入していた事実も発覚した。これにより硝酸アンモニウムやヨウ素といった硫黄系の原材料を取扱っている業者については、少なからず未把握の業者も存在するのではないかと、硫黄系の原材料に限らず 7 品目のインターネットによる販売業者についても未把握の業者が存在するのではないかと考えられたところである。そこで警察庁としては、「爆発物原材料取扱業者の網羅的な把握」と「インターネットによる販売に対する働きかけの強化」の 2 点を重点課題として昨年 10 月 20 日付けで各課連名の通達を出したところである。特に尿素や硝酸アンモニウムといった肥料系の原材料については、従来の薬局やホームセンター等に限らず未把握の業者をもう一度洗い直す必要があるため、知事部局の保有する業者リストを入手のうえ、それに基づく管理者対策を実施するよう指示したところである。1 年前の警備企画課が実施した 7 品目の取扱業者の調査では 49,478 件であったものが、今次調査では 55,189 件と増加し、インターネットでの販売業者数も 327 件が把握できた。しかし、全体での把握は増加したのにもかかわらず、5 県では減少している状況が窺えた。減少した理由は廃業や取扱いがなかったにもかかわらず誤って計上してしまったというのが主なものではあったが、本当は取扱いがあったのにそれを計上しておらず調査の詰めが甘いとの叱責をおそれるあまり計上していないのであったならば本末転倒である。大切なことは、ありのままの実態を正確に把握し、不足している場合には然るべく対応を取る点にある。また、通達に示してある「警察各部門間の連携」とは、決して相手に任せきりにするというのではなく、検証をしながら一緒にやっていくことなので間違いのないように。

ホテル対策の分野においては、旅館業者の執りうるべき措置の達成率は約 95 % にのぼっている一方、約 1.4 % の業者は指導説得や捜査関係事項照会書での照会にも応じないものがあり、その理由を見極めて対策を講じる必要があると考えている。

「テロリストが利用するおそれのある事業者」では、追加事業者のひとつとしてキャンプ場をあげているが、これはホテルに変わる宿泊施設であるとともにテロ訓練を行う可能性もあるので注意を要する。

○ 国際海空港対策

サミット期間中には船員に対する B I C S の実施等法令にないことの働きかけをお願いしたところであるが、これらは新行動計画に関連項目を落とし、法務省や財務省等と協議を行いながら、引き続き各種の働きかけをお願いすべく新通達に盛り込んだ次第である

次に B I C S のすり抜け事案についてであるが、韓国人女性の供述によると「見た目はザラザラした薄い白いテープを貼っていた」ようだが、これ以外にもゼラチン状のものを指に巻いた事案（韓国人）、指にマニキュアを付着していた事案（台湾人）、故意に指を傷つけた事案（スリランカ人）等がある。入管では現場の入国審査官に外国人の指先を確かめるように指示をしているが、今回の本件事案の発生を受けて品質値が 20 以下の場合、概ね 70 歳以上の者を除いて指先に細工がな

いかを確認する指示を出している。ちなみに、青森空港から入国した韓国人女性の品質値は14であり、品質値20がいかなるものか詳細は不明だが常に待ち時間短縮というプレッシャーとの中で指紋を採っている入管では念入りに確認していないのが実情であろう。

不審入国者に対する追及では、必要に応じて関係機関と合同によるシュミレーションを実施する等連携の強化を図ること。

国際海空港における職務質問及び声かけについて実態把握上有益であり今後も体制を確保して継続してほしい。ただし、無用な紛議を起ささないためにも、職務質問と声かけの違いについてはしっかりと現場警察官に教養をすること。本日の朝刊に、2006年8月にアラビア語で書かれたTシャツを着たイラク系米国人がNYから国内線に乗ろうとしたところ、当局から「アラビア語で書かれたTシャツを着て空港に来ることは、『私は強盗です』と書かれたTシャツを着て銀行に来たようなものだ」と言われた上に航空会社からは別のTシャツを着せられた当初の座席とは別の座席に座らされたとして、航空会社から和解金24万ドルを受け取った記事が出ていた。

受入者に関する情報収集では、従来どおりの方法でお願いするとともに、蓄積されたデータは、アナリストノートブックでの分析を検討してもらいたい。

重要施設の防護については、警備課長は連名していないけれど指示文書発出に先立っては警備課と協議を済ませているので安心して実施してほしい。

敵対的偵察対策については、以前は兆対策と呼んでいたもので、テロ対象側から見た不審情報の対策である。昨年インド・ムンバイテロでは犯人が街の小路に迷うことなく入り込んでおり、間違いなく入念な下見が実施されていたことが窺われる。これに見られるように、対象施設周辺でビデオ撮影等の不審行動が見られたら警備員必ず通報するよう指導助言するとともに、車両ナンバーを控える等事後追跡ができるような記録化に努めさせるようにすること。

5 質疑・補足

問 共生対策においては、地区によって対象団体の構成員、例えば朝鮮総聯の関係者がメンバーとなっている場合があるが、その場合の対応は如何にすべきか。

答 あくまで共生対策とは自治体等の行政が主体で実施すべきものと認識しているので、警察はそれらの後方に位置して支援するというスタンスであれば良いと思う。

問 共生対策において、警察での主導的役割をするのは警備部門ではないという理解でよろしいか。

答 そのとおり。

問 容疑解明対象者について基調、行確、海外からの情報提供等のすべてにおいて容疑性を肯定しうる要素が確認できない場合には、容疑解明対象者としていかなるカテゴリーに分類するのか。

答 基調、行確等のみによっていかなるカテゴリーに分類することなどあり得ない。結果的には事件化によって取調べや証拠品の精査、分析等によって確認がなされ、

適切なカテゴリーに分類されるのではないかと思う

問 不審情報と容疑情報の隙間にある情報はどう吸い上げるのか。

答 警視庁では、提報者制度でカバーしている。

以 上

解 明 作 業 進 捗 状 況

H 1 9 . 9 . 3
追及捜査第1班

【モスク】

先週の結果 [8 月 2 6 日 (日) ~ 9 月 1 日 (土)]

1 金曜礼拝視察結果 (8 月 3 1 日)

- (1) 視察時間 午前 8 時 3 0 分ころから午後 5 時 3 0 分ころまでの間
- (2) 礼拝時間 午後 1 時 0 0 分ころから午後 1 時 1 5 分ころまでの間 (約 1 5 分間)
- (3) 礼拝参加者 7 0 名 (全員男性)

内訳	A 対象 [人定判明者 (定期的に参加し、人定が判明している者)]	3 4 名 (約 4 9 %)
	B 対象 [追跡可能者 (人定不明なるも、追跡可能な者)]	9 名 (約 1 3 %)
	C 対象 [追跡未実施者 (新規参加者を含む)]	2 7 名 (約 3 9 %)

面割率 (A + B) 約 6 1 %

(4) 行確結果

新宿署 ~ 新宿区 室へ追い込み、事後捜査予定

(5) 特異動向

先々週の金曜礼拝に不参加であった は、今回も不参加であった。

(6) 参考事項

は、 () であった。

2 各日のモスク出入り状況 (17:00 ころから翌 8:30 ころまでの間はビデオ解析による)

- 8/26 (日) 以下延べ 1 7 名の出入りを確認
- 8/27 (月) 以下延べ 1 9 名の出入りを確認
- 8/28 (火) 以下延べ 2 8 名の出入りを確認
- 8/29 (水) 以下延べ 2 3 名の出入りを確認
- 8/30 (木) 以下延べ 2 1 名の出入りを確認
- 9 / 1 (土) 以下延べ 1 8 名の出入りを確認

3 その他

(1) 解明結果

国籍 ~ バングラディシュ

氏名 ~ 生 (歳) 男

住所 ~ 新宿区

職業 ~ 捜査中

外登関係 ~ 新宿区 @ 在留資格 ~

(2) 不審者リスト搭載者の動向

- ・ (インド ・ C 対象)
8/24 (金) 早朝の礼拝からモスクへの出入りを確認しておらず、9 日間モスクへの出入りを確認していない。
- ・ (ミャンマー ・ C 対象)
平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。
- ・ (バングラデシュ ・ C 対象)
平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。

今週の予定 [9 月 2 日 (日) ~ 9 月 8 日 (土)]

- 1 視察、基調による実態解明と不審者の抽出、解明作業の推進
- 2 拠点防衛の徹底
- 3 基礎資料の収集、整備

解 明 作 業 進 捗 状 況

【 マスク】

追及捜査第1班

先 週 の 結 果 [8 月 2 6 日 (日) ~ 9 月 1 日 (土)]

- 1 金曜礼拝開催状況 (8月31日)
- ① 視察時間 午前11時43分から午後3時00分まで
- ② 礼拝時間 午後1時00分から午後1時15分まで
- ③ 礼拝参加者 107名 (女3名)
- ・ A対象 [人定判明者 (定期的に参加し、人定が判明している者)] 78名 (72.9%)
 - ・ B対象 [追跡可能者 (人定不明なるも、追跡可能者)] 14名 (13.1%)
 - ・ C対象 [追跡未実施者 (新規参加者を含む)] 15名 (14.0%)
- 面割率 (A+B) 86.0%
- ④ 行確結果
- ・ 王子署 (巡査部長、 巡査長) ~ 自宅追い込み
 追込先 ~ 神奈川県横浜市
 - ・ 小平署 (巡査部長) ~ 自宅追い込み
 追込先 ~ 東京都足立区
 - ・ 当課 (警部補) ~ 稼働先追い込み
 追込先 ~ 東京都板橋区
 - ・ 当課 (警部補) ~ 稼働先追い込み
 追込先 ~ 東京都港区
 - ・ 当課 (巡査長) ~ 自宅追い込み
 追込先 ~ 東京都品川区
- ⑤ 特異動向
- ・ イマームの が 8 月 3 1 日 (金) 1 0 : 1 7 バッグ 2 個を所持して出たことから帰国と思料された。
- ⑥ 参考事項
- ・ 金礼のイマームは不明であった。
- 2 各日のマスク出入り状況
- | | | | | | |
|-----------|---------|-------------|-------|------|------|
| 8月26日 (日) | 出入り者総数 | 54名 (内訳) | 男32名 | 女13名 | 子9名 |
| | ・ 人定判明者 | 28名 (62.2%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 0名 (0.0%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 17名 (37.8%) | | | |
| 8月27日 (月) | 出入り者総数 | 85名 (内訳) | 男35名 | 女21名 | 子29名 |
| | ・ 人定判明者 | 33名 (59.0%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 7名 (12.5%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 16名 (28.5%) | | | |
| 8月28日 (火) | 出入り者総数 | 56名 (内訳) | 男38名 | 女6名 | 子12名 |
| | ・ 人定判明者 | 27名 (61.4%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 0名 (0.0%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 17名 (38.6%) | | | |
| 8月29日 (水) | 出入り者総数 | 34名 (内訳) | 男25名 | 女2名 | 子7名 |
| | ・ 人定判明者 | 23名 (85.2%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 0名 (0.0%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 4名 (14.8%) | | | |
| 8月30日 (木) | 出入り者総数 | 33名 (内訳) | 男21名 | 女2名 | 子10名 |
| | ・ 人定判明者 | 20名 (87.0%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 0名 (0.0%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 3名 (13.0%) | | | |
| 8月31日 (金) | 出入り者総数 | 133名 (内訳) | 男112名 | 女8名 | 子13名 |
| | ・ 人定判明者 | 87名 (72.5%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 14名 (11.7%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 19名 (15.8%) | | | |
| 9月1日 (土) | 出入り者総数 | 113名 (内訳) | 男51名 | 女28名 | 子34名 |
| | ・ 人定判明者 | 50名 (63.3%) | | | |
| | ・ 追跡可能者 | 3名 (3.8%) | | | |
| | ・ 未把握者 | 26名 (32.4%) | | | |

解 明 作 業 進 捗 状 況

【**モスク**】

追及捜査第1班

先 週 の 結 果 [8月19日(日)～8月25日(土)]

3 その他

① キンダーガーデン開園状況 (サマースクール)

- 8月27日(月) 参加者 50名 (内訳) 女 21名 子 29名
- 8月28日(火) 開園状況無し。
- 8月29日(水) 開園状況無し。
- 8月30日(木) 開園状況無し。

② 不審者リスト人物の動向

- ・ **モスク** (B) 出入り無し。
- ・ **モスク** (C) 出入り無し。
- ・ **モスク** (C) 8月28日(火) 21:16 モスク入り
8月29日(水) モスクへの出入りを4回確認。
(10:29 東京メトロ丸の内線 **モスク** 駅にて **モスク** と合流し、新宿方面行きに乗車を確認。)
- 8月30日(木) モスクへの出入りを4回確認。
(**モスク** の自宅へ2回追い込み。)
- 8月31日(金) モスクへの出入りを1回確認。
(定例金曜礼拝への参加を確認。)
- ・ **モスク** (C) 出入り無し。
- ・ **モスク** (C) 毎日定期的な礼拝参加を確認。

今 週 の 予 定 [9月2日(日)～9月8日(土)]

- 1 **モスク**関係
…継続的な**モスク**の視察からの出入者の行確及び**モスク**の動向把握。
- 2 金曜礼拝視察
…公捜隊召集による参加者の行確。
- 3 不審者の基調、行確による解明